

木津川市
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 7 年 3 月

木津川市

目次

1	ごみ処理基本計画の策定に際しての基本的な考え方.....	5
1-1	一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨.....	5
1-2	本計画の位置づけ.....	5
1-3	関連計画及び広域的な取組み.....	6
1-4	計画の対象となる廃棄物.....	9
1-5	計画の進行管理.....	10
1-6	一般廃棄物処理基本計画改定時の評価・見直し.....	10
1-7	毎年度の進行管理.....	10
2	世界・国・府の動向.....	10
2-1	世界の動向.....	10
2-2	国の動向.....	11
2-3	京都府の動向.....	12
	SDGs とは.....	13
3	本市の概況.....	14
3-1	自然環境.....	14
3-2	社会的環境.....	14
4	ごみ処理の状況.....	17

4-1 「環境の森センター・きづがわ」	17
4-2 施設の特徴.....	18
4-3 焼却灰等の最終処分	19
4-4 ごみの収集体制	19
4-5 ごみの分別の種類.....	19
4-6 ごみの処理フロー.....	22
4-7 ごみ処理の手数料.....	23
4-8 ごみの種類別の排出量	23
4-9 1人1日当たりのごみの排出量	24
4-10 ごみの種類別排出量	26
4-11 可燃ごみの性状	26
4-12 収集・運搬.....	27
4-13 中間処理	28
4-14 最終処分	28
4-15 ごみの減量・再利用の状況.....	29
4-16 一般廃棄物処理事業経費	31
5 ごみ処理の評価と課題.....	32
5-1 ごみ処理システム分析	32

5-2	ごみ処理の課題	33
6	ごみ処理基本計画	34
6-1	計画の基本方針	34
6-2	ごみの発生量及び処理量の見込み.....	37
6-3	減量化率の設定	40
6-4	計画ごみ処理量	42
6-5	ごみの排出の抑制のための方策	46
6-6	ごみの種類及び分別収集区分	49
6-7	ごみの適正な処理及び実施に関する基本的事項.....	49
7	食品ロス削減推進計画.....	50
7-1	令和5年度における食品ロスの発生見込量.....	50
7-2	削減目標	50
7-3	各主体の役割.....	51
7-4	課題等	51
7-5	推進体制	51
7-6	施策の効果検証及び進捗管理	51
7-7	食品ロス削減推進計画の位置づけ.....	52
8	その他.....	52

8-1 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員との連携	52
8-2 事業者の協力	52
8-3 災害対策	52
8-4 不適正処理、不法投棄対策	53
8-5 医療系廃棄物対策	53
8-6 本計画の進行管理の実施	53
8-7 その他	53
8-8 施策の実施スケジュール	54

1 ごみ処理基本計画の策定に際しての基本的な考え方

1-1 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定及び「木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき一般廃棄物の適正な処理を進めるため、長期的な視点に立ち、市町村がその基本方針を明確にするものです。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）抜粋】

- 第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
- 5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

1-2 本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、国や府、本市及び木津川市精華町環境施設組合の関係計画との関連性を有するとともに、市の長期計画の補助計画として位置づけられています。

長期的視点に立って一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、その基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画があります。

本計画は、このうちの基本計画にあたり、長期的視点から木津川市の一般廃棄物に関する施策の方向性を示します。

廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分の全てを市町村が担うこととなっています。

ア) 計画対象区域

本計画における計画対象区域は、本市全域とします。

イ) 計画の範囲

本計画は廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物処理計画のうち、ごみの基本計画とします。(生活排水については、別途策定するものとします。)

ウ) 計画期間及び計画目標年次

本計画は、令和22年度当初を計画目標年次とし、計画期間は、前期期間を令和7～11年度、中期期間を令和12～16年度、後期期間を令和17～21年度とします。

なお、本計画は、概ね5年ごとに見直しますが、社会情勢の変化や計画策定の前提条件等に大きな変動があった場合には、必要に応じて柔軟に見直します。

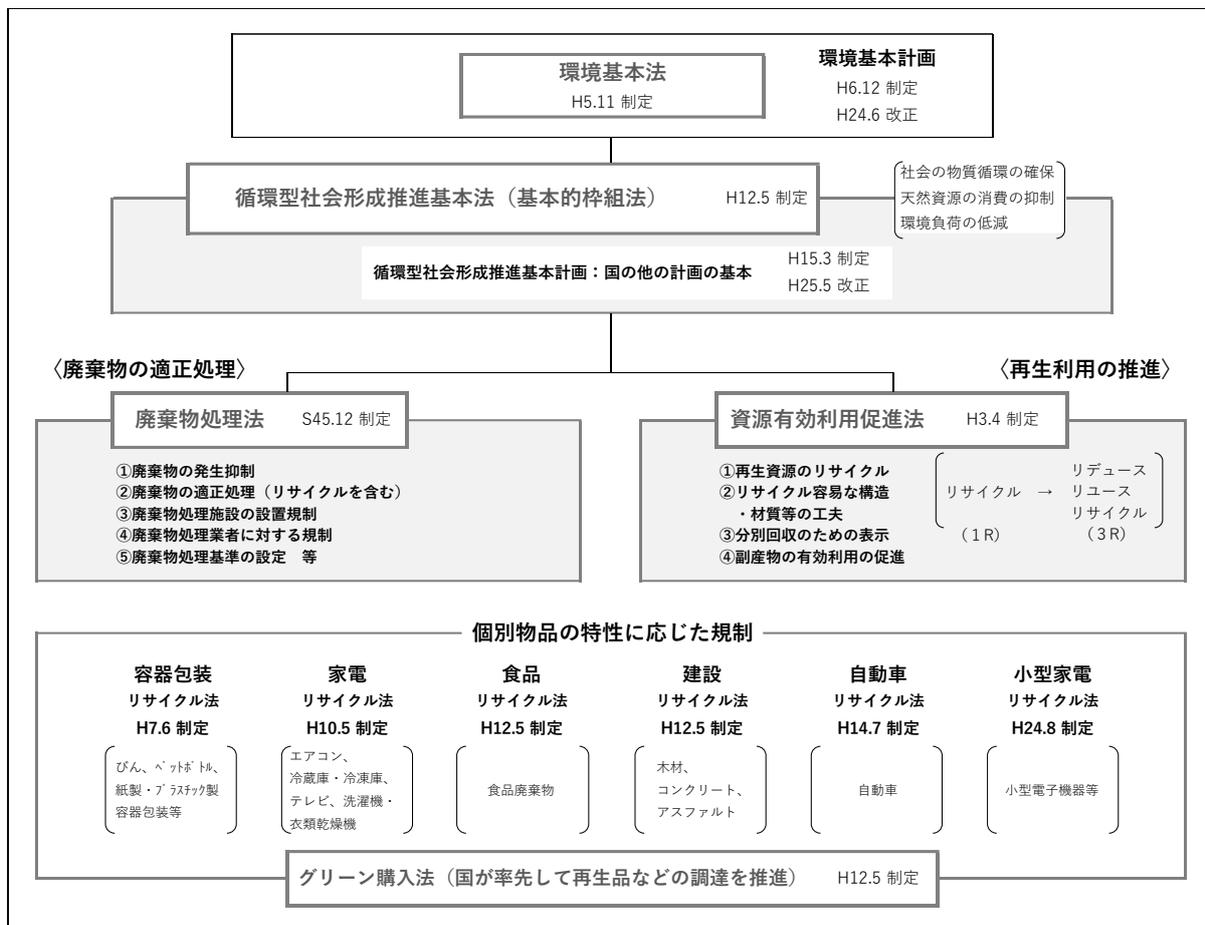
1-3 関連計画及び広域的な取組み

ア) 関連計画

① 循環型社会形成推進のための関係法令・体系

一般廃棄物に係る関係法令とその体系は次のとおりです。

図 1-3 関係法令の体系



② 本市の関連計画

- ・ 第 2 次木津川市総合計画
（基本方針 6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり）
- ・ 第 2 次木津川市環境基本計画（令和 3 年 5 月策定、令和 6 年 3 月 27 日修正）
- ・ 第 2 次木津川市地球温暖化対策実行計画（令和 6 年 3 月策定）
- ・ 木津川市災害廃棄物処理計画
- ・ 木津川市ごみ減量化推進計画
- ・ 木津川市分別収集計画

③ 本市の関係条例等

本市、木津川市精華町環境施設組合の一般廃棄物（ごみ）に関する条例・要綱は次のとおりです。

1) 本市の例規

- ・木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ・木津川市指定袋取扱店に関する要綱
- ・木津川市家庭ごみふれあい収集事業実施要綱
- ・木津川市桜台環境センター条例
- ・木津川市古紙類等回収事業実施補助金交付要綱
- ・木津川市ごみ集積容器整備補助金交付要綱
- ・木津川市防鳥用ネットの貸与及び譲渡に関する要綱
- ・木津川市市民提案型ごみ減量活動等補助金交付要綱
- ・木津川市不法投棄等監視カメラの貸与に関する要綱
- ・木津川市環境基本条例
- ・木津川市環境審議会条例
- ・木津川市エコ生活応援補助金交付要綱
- ・木津川市バイオ式生ごみ処理容器貸出事業実施要綱

2) 木津川市精華町環境施設組合の条例

- ・木津川市精華町環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

イ) 広域的な取組み

① 大阪湾フェニックス計画

大阪湾フェニックス計画は、近畿の自治体、港湾管理者が出資する事業であり、大阪湾の埋立てにより、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るものです。

毎日の暮らしや、さまざまな産業活動から排出される膨大な量の廃棄物。私たちは、地球環境を守り、より豊かな生活を実現していくため互いに力を併せて、廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理による減量化及び適正な最終処分を行っていかねばなりません。

しかしながら、私たちが住む近畿圏では高密度に土地利用が進み、最終処分場を確保することが困難な状況にあります。

表 1-3 大阪湾フェニックスへの搬入量

(単位：t／年)

区分\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
焼却残渣	2,001	2,050	2,034	1,999
中間処理残渣など	297	307	204	306
合計	2,298	2,357	2,238	2,305

② 京都府ごみ処理広域化計画

令和5年12月に策定された京都府ごみ処理広域化プランにおいて、木津川市、精華町、笠置町、和束町及び南山城村は、相楽ブロックに位置づけられて、特に可燃ごみについては、本広域化ブロックで1か所に集約化する計画が示されています。

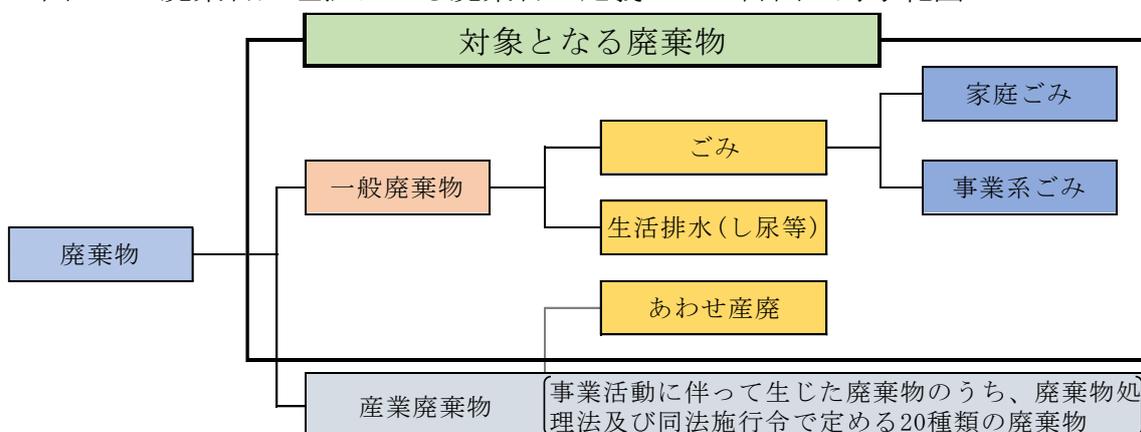
なお、笠置町、和束町及び南山城村では、一部事務組合を設置して、東部クリーンセンターにて、ごみ処理をおこなっていましたが、平成31年に休止し、府外民間事業者へ委託をしています。

1-4 計画の対象となる廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物として一般廃棄物と産業廃棄物が規定されています。本計画は、このうちの全ての一般廃棄物を対象とするものです。

一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条に規定されているように、排出事業者による自己処理を原則としています。

図 1-4 廃棄物処理法による廃棄物の定義とこの計画の対象範囲



1-5 計画の進行管理

基本計画においては、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆる PDCA サイクルの考え方を踏まえ、継続的に計画の評価、見直しを行います。

また、本計画に基づいて毎年度実施計画を策定し、廃棄物の計画的な収集・運搬、発生抑制及びリサイクル推進等の施策を実施します。

1-6 一般廃棄物処理基本計画改定時の評価・見直し

必要に応じて、5年を目途に評価・見直しを行います。また、家庭系可燃ごみ組成分析調査等を実施し、計画達成に向け、目標や各施策の進捗状況の管理を行います。

1-7 毎年度の進行管理

毎年、目標となる指標や各施策の進捗状況は廃棄物減量等推進審議会に報告し、審議会の意見を踏まえ、進行管理を行っていきます。

2 世界・国・府の動向

2-1 世界の動向

平成 27 年 9 月の国連サミットで、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

廃棄物・資源循環分野においても、主に目標 12「つくる責任つかう責任」で生産と消費を持続可能な方法で行うこと、目標 13「気候変動に具体的な対策を」で廃棄物処理による温室効果ガスの排出を抑制すること、目標 14「海の豊かさを守ろう」でプラスチックごみによる海の汚染を軽減することなどが関連付けられます。

我が国では、「SDGs 実施指針改定版」において、各主体は「計画や戦略、個別の施策の策定や実施に際し、SDGs の要素を最大限反映」することとしており、清掃リサイクル事業においても、SDGs を踏まえた取組が求められています。

プラスチックごみに関しては、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）でも議論され、平成28年1月の会議において、海洋に流出しているプラスチックごみの量は、世界全体で年間800万トンあり、このまま対策を講じなければ、令和32年には魚の重量を上回ると警鐘を鳴らしました。これにより、プラスチックごみに対する国際的な関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

また、令和元年5月のバーゼル条約第14回締約国会議で、プラスチックによる深刻な海洋汚染問題に対応するため、バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）が改正され、規制対象物に「汚れたプラスチックごみ」が追加されました。令和3年1月の発効により、廃プラスチックの国外輸出が厳しくなっていくと考えられ、各国が国内の処理体制を整えていくことが必要となります。

気候変動問題に関しては、平成28年11月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、温室効果ガス排出削減のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、産業革命以前の世界の平均気温の上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが、世界共通の目標として掲げられています。

2-2 国の動向

国は、プラスチックごみに関しては、バーゼル条約の改正を受けて、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」を令和2年10月1日に改正（令和3年1月1日施行）し、プラスチックの廃棄物を規制対象に追加しています。

また、令和元年5月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この戦略は、「3R+Renewable」を基本原則とし、6つのマイルストーン（目指すべき方向性）を掲げています。

この戦略の実現に加えて、プラスチックを取り巻く問題に対応していくため、令和4年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行しました。既に、一部の区市町村は「容器包装リサイクル法」に基づいて、プラスチック製容器包装の分別収集を実施し、製品プラスチックの分別収集・再商品化について定めています。

市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように努めなければならないこととなっています。

気候変動問題に関しては、パリ協定を受けて「令和 32 年までにカーボンニュートラルの実現を目指す」と宣言し、令和 3 年 10 月の閣議決定で「地球温暖化対策計画」を改定し、温室効果ガスの排出量を令和 12 年度までに平成 25 年度の水準から 46%削減し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しています。廃棄物・資源循環分野においては、廃棄された食品や化石燃料由来のプラスチックを焼却することが、温室効果ガスである二酸化炭素の排出につながることから、食品ロス削減やプラスチック削減が重要な課題とされています。

また、令和 6 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し「持続可能な社会づくりとの統合的取組」として、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和 12 年度を目標年次として数値目標を設定しています。

施策の実行により、誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生活が確保される世界を目指します。

食品ロスに関しては、この基本計画において家庭系及び事業系の食品ロスを令和 12 年度までに平成 12 年度比で半減するとの目標を掲げています。さらに、令和元年 10 月「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、国の基本方針や都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、区市町村は「食品ロス削減推進計画」を策定するよう努めなければならないとしています。

さらに、令和 2 年 3 月に行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、各々の主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、「自分自身の事」として捉え、行動に移すことを促進していくことを宣言しています。

2-3 京都府の動向

京都府では、天然資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の喪失等の課題に対応するため、平成 29 年 3 月に「京都府循環型社会形成計画（第 2 期）」（計画期間：平成 23 年度から令和 2 年度まで。以下「第 2 期計画」という。）を見直し、「3R の推進」、「廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり」、「非常災害時における廃棄物処理体制の構築」を基本方向に掲げて、各種施策を推進しています。

また、地域循環共生圏の実現に向け、AI・IoT 等の先端技術の進展を踏まえ、

サーキュラー・エコノミー（循環経済）を目指すとともに、コロナ禍による社会スタイルの変化などの新たな課題に対応していくために第2期計画を改定しています。

当該計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）」に配慮し、気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにしています。

SDGs とは

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、国連サミットで採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。



3 本市の概況

3-1 自然環境

ア) 位置・地勢

本市は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、北は井手町、和東町、東は笠置町、西は精華町、南は奈良市と境を接し、京都・大阪の中心地から 30km 圏内にあります。

本市の北東側と南東側には山地が広がり、その間をぬって、木津川が中心部を東から西に、そして西端部で大きくカーブし、北へ向かって流れており、木津川に沿った地域に平野部が広がっています。

イ) 気候

本市は、四季を通じて穏やかな気候ですが、盆地型の地形のため、寒暖の差が大きいという特徴も持っています。降雨量は、比較的少ないですが、夏季に雷雨が発生しやすく、局地的な集中豪雨に見舞われることがあります。

最寄りの観測地点である京田辺地域気象観測所における降水量及び気温の推移は次のとおりです。

表 3-1 降水量及び気温の推移

年度\項目	気温 (°C)			降水量 (mm/年)
	最 高	最 低	平 均	
令和 2 年度	38.7	-3.7	16.0	1,617.5
令和 3 年度	37.1	-6.6	15.9	2,030.0
令和 4 年度	37.8	-5.9	15.8	1,486.5
令和 5 年度	38.9	-6.4	16.3	1,257.0

3-2 社会的環境

ア) 人口

全国的に人口減少が懸念される中、国勢調査による本市の人口は、平成 27 年 72,840 人、令和 2 年 77,907 人と増加傾向にあります。

年齢別にみると、0～14 歳の年少人口及び 65 歳以上の高齢者人口は、ともに平成 12 年から増加傾向にあります。

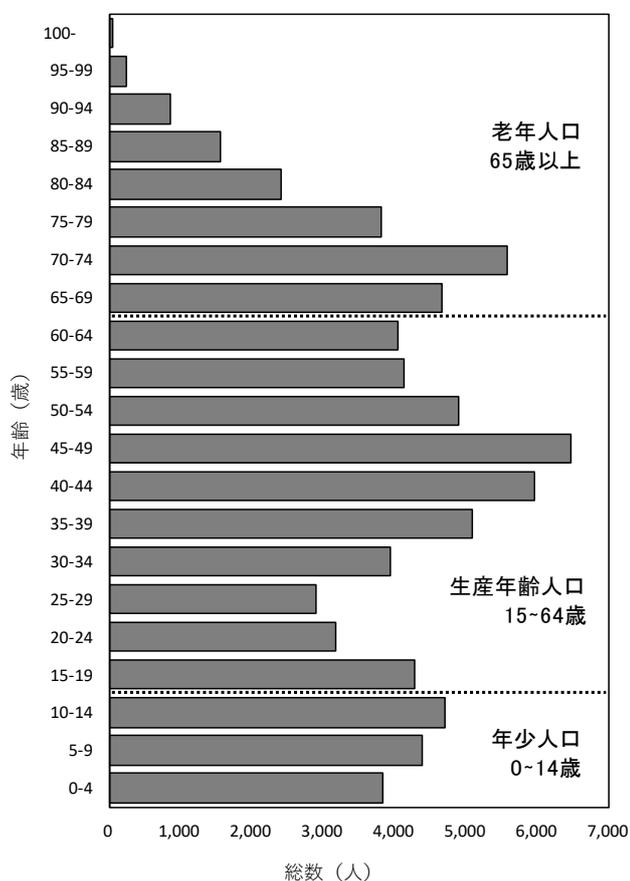
表 3-2-1 人口及び世帯あたりの人口の推移

年	世帯数 (世帯)		人 口 (人)			
		(人/世帯)		0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成12年	18,570	3.17	58,809	9,189	41,123	8,323
平成17年	21,426	2.97	63,649	9,933	43,516	10,198
平成22年	24,393	2.86	69,761	11,839	44,746	12,952
平成27年	26,656	2.73	72,840	12,532	43,272	16,648
令和 2 年	29,802	2.61	77,907	12,926	44,873	19,188

【出典】 国勢調査 (人口総数には年齢不詳を含む)

図 3-2 人口ピラミッド

年齢	総数	男	女
0-4	3,826	1,967	1,859
5-9	4,385	2,236	2,149
10-14	4,715	2,423	2,292
15-19	4,274	2,179	2,095
20-24	3,176	1,575	1,601
25-29	2,908	1,365	1,543
30-34	3,935	1,837	2,098
35-39	5,090	2,485	2,605
40-44	5,956	2,810	3,146
45-49	6,468	3,215	3,253
50-54	4,890	2,365	2,525
55-59	4,131	1,916	2,215
60-64	4,045	1,934	2,111
65-69	4,669	2,137	2,532
70-74	5,587	2,641	2,946
75-79	3,818	1,858	1,960
80-84	2,415	1,092	1,323
85-89	1,553	576	977
90-94	860	242	618
95-99	242	36	206
100-	44	5	39
不詳	920	401	519
総数	77,907	37,295	40,612



【出典】 国勢調査

イ) 産業

本市の産業別事業所数及び従業者数は、表 3-3-2 のとおりです。

直近の令和 3 年調査における事業所数及び従業員数は、第一次産業が 1 %

未満、第二次産業は約 20%、第三次産業は約 80%となっています。
 産業別の内訳では、「卸売・小売業」が最も多くなっています。
 また、事業所数及び排出量等を表 3-3-3 に示します。

表 3-3-2 産業別事業所数と従業者数（全事業所）

産業分類	平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	1,997	18,092	1,878	15,547	2,033	20,510
農林漁業	5	22	6	48	13	483
鉱業、採石業、砂利、採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	188	989	186	970	177	996
製造業	170	1,653	166	1,716	143	1,791
電気・ガス・熱供給・水道業	5	62	2	10	4	57
情報通信業	8	35	6	20	16	47
運輸業、郵便業	23	444	26	376	38	472
卸売業、小売業	516	4,205	505	4,284	512	5,691
金融業、保険業	23	262	21	248	24	242
不動産業、物品賃貸業	95	308	88	287	92	308
学術研究、専門・技術サービス業	87	1,050	86	1,172	116	905
宿泊業、飲食サービス業	193	1,592	180	1,593	171	1,515
生活関連サービス業、娯楽業	173	685	170	706	167	798
教育、学習支援業	142	1,585	104	566	143	1,710
医療、福祉	199	3,358	188	2,415	239	3,489
複合サービス事業	12	329	12	329	13	325
サービス業 (他に分類されないもの)	137	762	132	807	143	957
公務 (他に分類されるものを除く)	21	751	-	-	22	724

【出典】 経済センサス

表 3-3-3 事業所数及び排出量等（令和5年度）

(単位：kg 事業所数を除く)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業所数	367	403	404	405	419	425	438	441	442	442	441	442
収集量	277,448	326,410	318,746	324,761	314,257	313,125	313,393	300,679	307,695	311,981	287,451	303,842
組合処理	247,928	285,890	276,713	284,591	277,887	272,599	278,633	262,009	268,710	274,411	251,381	269,582
区域外処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己処理	11,630	10,140	11,483	10,870	11,370	11,386	9,850	12,750	14,395	13,590	12,510	13,220
食品リサイクル	17,890	30,380	30,550	29,300	25,000	29,140	24,910	25,920	24,590	23,980	23,560	21,040

ウ) 都市基盤

鉄道は、J Rが木津駅を中心に関西本線、奈良線、片町線が通っており、京都、大阪、奈良、三重方面と結ばれています。また、近鉄が木津地域の西部を南北に通っており、奈良、京都方面と結ばれています。

道路は、国道 24 号が地域の南北、国道 163 号が東西に通っており、それぞれ本市と京都・奈良、大阪・三重方面を連携する広域幹線道路として位置づけられています。

また、本市を含め 3 府県 8 市町にまたがる「関西文化学術研究都市」は、国家プロジェクトとして建設が進められ、様々な研究機関・大学が立地し、新時代を創造する文化・学術・研究の拠点としての役割を担う地域として発展しています。

以上のことから、近年では企業・研究所の立地や住宅の整備が進み、大阪など周辺都市の影響も受けるようになってきているほか、国際的な人の交流もみられるようになってきています。

エ) 歴史的文化遺産

本市は、奈良市近郊にあり、京都山城地域の中で古くから開けた地域です。

奈良に都があった頃は、木津川の水運による交通の要衝や平城京を中心とする官道の沿線地域として発展しました。

特に、木津地域は、平城京の外港として整備され、物資の集散地であるとともに、木津川などを通じて大陸文化の玄関口として発展しました。「木津」という地名は、そのころの木材の陸揚げ港が由来となっています。

また、天平 12 年（西暦 740 年）には、「恭仁京」が造営され、加茂地域に置かれました。

このように、当地域は、京都と奈良を結ぶ軸上にあり、人・物・文化の往来とともに、個性ある豊かな文化・産業を発展させ、今日の礎を築きました。

4 ごみ処理の状況

4-1 「環境の森センター・きづがわ」

本市の可燃ごみは、「環境の森センター・きづがわ」で、焼却処理しています。

表 4-1 環境の森センター・きづがわ（焼却施設）の概要

施設名称	環境の森センター・きづがわ
所在地	木津川市鹿背山川向1-2
敷地面積	約50,900㎡
建築面積	約3,900㎡
竣工	平成30年8月31日
施設規模	94 t / 24 h (47 t / 日 × 2 炉)
焼却炉形式	全連続燃焼ストーカ方式
発電設備	復水式タービン発電機1,220kW
対象地域	木津川市、精華町

4-2 施設の特徴

- ・ごみの均質化

多種多様なごみを安定燃焼させるため、ごみの十分な攪拌・均質化できる設備を設けています。
- ・燃焼の最適化

ごみの量や質に対応するため、ごみ供給量や燃焼空気量を自動制御するシステムの導入によりごみの燃焼を最適化するとともに、焼却炉出口にレーザー式O₂分析計を設置することで、燃焼状態に応じたリアルタイム制御を行います。
- ・公害防止（排ガス）

排ガスは集じん器や脱硝反応塔などの最先端の排ガス処理機器で処理するとともに、法令規制値よりもさらに厳しい管理目標値を設定し、有害物質の除去を行い、きれいになったガスを大気に放出します。
- ・エネルギーの有効利用

ごみを焼却した際に発生する排ガスから熱を回収し、高効率ごみ発電を行います。（最大出力 1, 220kW）発電した電力は施設内の電力として有効に利用し、余剰電力は売電します。

・排水の処理

施設内で発生するプラント系排水は全て施設内で処理した後、排ガスの冷却等に使用し、施設外に放流しません。（“排水クローズドシステム”を採用）なお、生活雑排水は、合併浄化槽で処理した上で放流します。

4-3 焼却灰等の最終処分

ごみを焼却処理し最終的に発生した焼却灰等は、大阪湾フェニックス（最終処分場）へ搬出し、適切に処分されています。

4-4 ごみの収集体制

ごみの収集体制は、下表に示すとおりで、生活系ごみは市が収集するものと、住民が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。

また、事業系ごみは一般廃棄物のうち可燃ごみを対象とし、許可業者により収集するものと、事業者が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。

古紙・古布類は、市民団体による集団回収も行われています。

表 4-4 ごみの収集体制

分別区分	生活系ごみ			事業系ごみ	
	市 (委託業者)	直接搬入	集団回収	許可業者	直接搬入
可燃ごみ	●	●		●	●
ビニール・プラスチック容器包装	●	●			
燃やさないごみ	●	●			
粗大ごみ	●	●			
ペットボトル	●	●			
古紙・古布類	●		●		
乾電池など	●				
生活ガラ		●			

4-5 ごみの分別の種類

本市における分別区分は、次のとおりです。

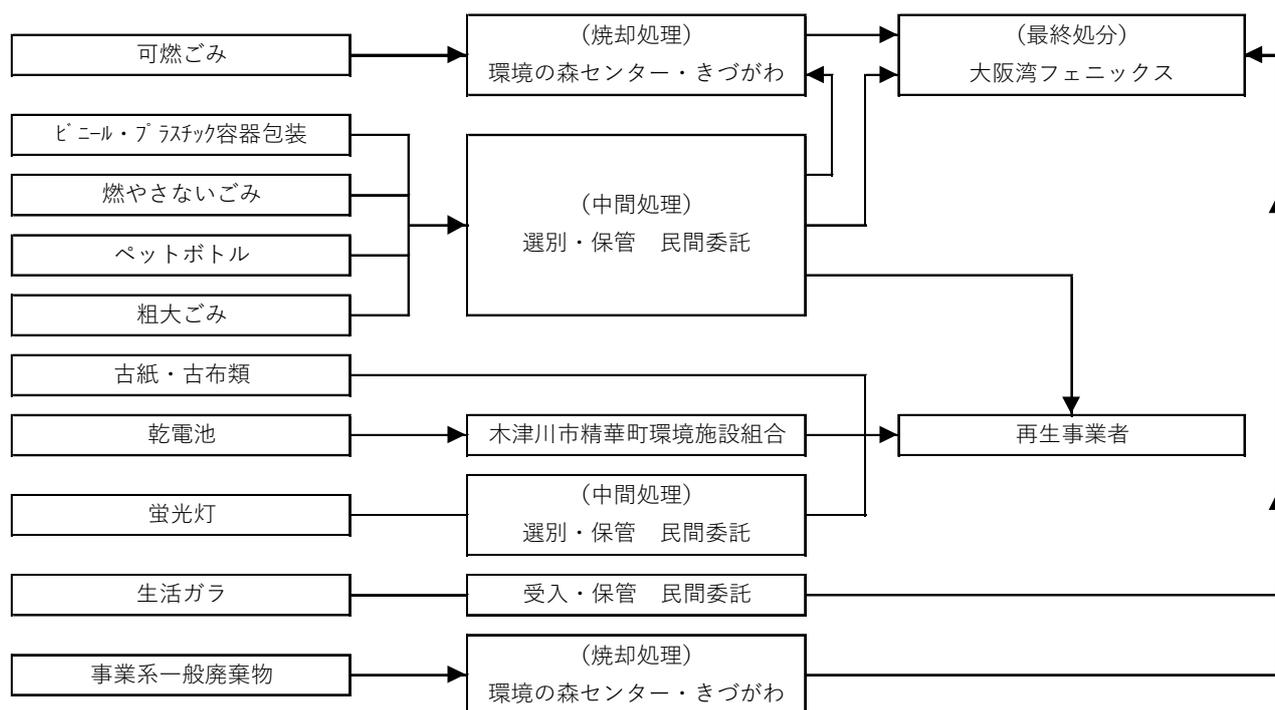
分別区分	主な品目	出し方
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台所ごみ ・ リサイクルできない紙くず ・ 布や革製品 ・ プラスチック製品 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定ごみ袋は、市内等の小売店で購入ください。 ・ 生ごみは水分を切ってください。 ・ 葉・草は乾燥させて1回180L分まで（原則の3袋までとは別）。規定サイズに束ねた枝や棒、板は1回3束まで。 ・ 紙おむつは汚物をトイレに流してから出してください。減免対象のため、無色透明または確実に中身が見える白色半透明の袋でも出せます。 ・ ふとんは1回あたり2枚まで。 ・ 自己搬入では指定ごみ袋は不要ですが、10kgあたり286円（税込）の手数料が必要です。
ビニール・プラスチック容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菓子袋 ・ レジ袋 ・ 発泡スチロール ・ 包装容器 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中身を使い切り、汚れを取ってください。 ・ 汚れが取れないものは「可燃ごみ」へ。 ・ 容器包装でないビニール・プラスチックのものは「可燃ごみ」へ。 ・ 値段シールや商品表示シールなど、剥がせるものは剥がしてください。（剥がれないものはそのまま出せます）
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属類（空き缶、刃物など） ・ ガラス類（あきビン、鑑など） ・ 焼き物（せともの類） ・ FRP製品（ヘルメットなど） ・ 45Lの袋に入る電化製品 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中身は使い切る、または処分してください。 ・ 汚れているものは軽く洗ってください。 ・ 刃物や割れたガラスは紙などに包んで「危険物」の表示をしてください。 ・ 電池で動くものや金属混合製品は、収集員に分かるよう表示をしてください。 ・ 水銀体温計/血圧計は「環境課」まで。 ・ 土・砂・石・ブロック等は収集できません。
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャップ及びラベルを取り除いたペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャップ、ラベルは外して「ビニール・プラスチック容器包装」へ。 ・ 中をすすぎ、できるだけ小さくしてください。 ・ 色々な大きさや形のものがあるので、マークを確認してください。 ・ 「燃やさないごみ」と「ペットボトル」は別々の袋に入れてください。

分別区分	主な品目	出し方
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 45Lの袋に入らないサイズのもの（家具、自転車など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1点ずつ目立つ大きさの「不用品」の貼紙を風などで飛ばされないようにつけてください。 ・ 45Lの袋に入るものは、各分別ごみの日に出してください。 ・ 電池や燃料は抜いてください。 ・ 家電リサイクル法対象品や市で処理できないものは収集できません。 ・ ふとんは1回あたり2枚まで。（「可燃ごみ」でも出せます） ・ 剪定枝・木等は直径3cm以下の枝葉は落とし、枝葉は「可燃ごみ」へ。
古紙・古布類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞 ・ 雑誌、雑がみ ・ 段ボール ・ 古着、古布類 ・ 飲料用紙パック 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ地域の「古紙類の集団回収」へ。（集団回収の回収日、回収方法、回収品目は団体により異なります。） ・ 種類ごとにしばって出す、または紙袋に入れて出してください。 ・ 飲料用紙パックは、中をすすいで切り開き、乾かしてください。中が銀色のものは「市役所回収ボックス」または「可燃ごみ」へ。 ・ 古布は濡れないように中身の見える袋に入れて出してください。 ・ 新聞には、本や雑誌、雑がみを混ぜないでください。
乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使いきりタイプや充電ができないタイプの乾電池（マンガン電池、アルカリ電池、コイン電池など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両極をビニールテープなどで絶縁し、商業施設や公民館などに設置している使用済乾電池回収箱へ入れてください。 ・ ボタン電池は、販売店などに設置しているボタン電池回収缶へ入れてください。 ・ 小形充電式電池は、市役所や支所、西部出張所に設置している小形充電式電池回収箱へ入れてください。
生活ガラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土、石、ブロックなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土や砂はできるだけ庭に散布してください。 ・ 処理できない場合は、指定の引取場所に有料で持ち込むことができます。 ・ 石やブロックなども指定の引取場所に持ち込むことができますが、30cmより大きいものや極端に重いものは持ち込むことはできません。
蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蛍光灯（LEDランプは不可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所、支所に設置している蛍光灯回収ボックスに入れてください。 ・ 破損や飛散を防ぐため、買い替えた商品の包装等に包んで出してください。

4-6 ごみの処理フロー

本市から排出されたごみの処理・処分の流れを、図 4-6 に示します。

図 4-6 現状ごみ処理フロー



ビニール・プラスチック容器包装及びガラスびん、ペットボトルは、民間事業者にて選別などの中間処理を行った後、(財)日本容器包装リサイクル協会や再生事業者へ引き渡しています。

燃やさないごみ、粗大ごみ、ペットボトル、乾電池、蛍光灯は、民間事業者にて選別・保管などの中間処理後、リサイクルしています。

中間処理残渣及び生活ガラについては、大阪湾フェニックス及び民間事業者において、最終処分しています。

また、集団回収された古紙・古布類は、再生事業者に直接引き渡され、リサイクルしています。

事業系一般廃棄物については、環境の森センター・きづがわで焼却処理し、焼却残渣を大阪湾フェニックスへ処分委託しています。

4-7 ごみ処理の手数料

市内の事業所から排出される事業系ごみ及び市民が直接、環境の森センター・きづがわへ持ち込む生活系ごみは、表 4-7 のとおり処理手数料を徴収しています。

表 4-7 環境の森センター・きづがわ処理手数料（事業系ごみ、直接搬入ごみ）

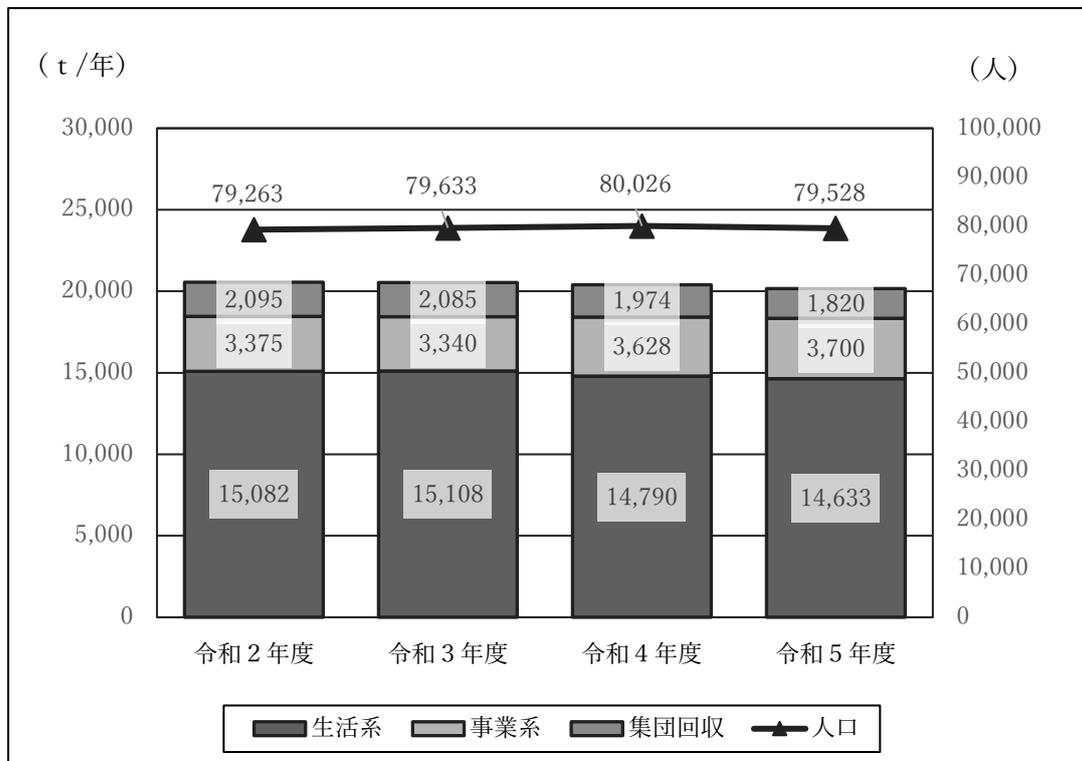
種 別	手 数 料
事 業 系 ご み	税込286円/10kg
家庭からの直接搬入	

4-8 ごみの種類別の排出量

本市のごみの種類別排出量は図 4-8 のとおりです。

本市の人口・ごみの排出量は、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

図 4-8 ごみ排出量の推移



4-9 1人1日当たりのごみの排出量

令和3、4年度における京都府（合計）及び京都府域の市町村における生活系（集団回収を含む）のごみ1人1日平均排出量は表4-9のとおりです。

令和4年度における本市の1人1日平均ごみ排出量は742.7g/人日です。

人口規模が比較的近い福知山市・舞鶴市・城陽市の値や、全国・京都府平均値と比較すると低い値ですが、今後、ごみの発生抑制・減量化を進める必要があります。

表 4-9 全国、京都府（合計）及び京都府下の市町村の 1 人 1 日平均排出量

（単位：g/人日） （単位：人）

項目\年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考) 令和 4 年度 人口
京都市	757.8	757.3	1,448,964
福知山市	825.5	823.5	76,216
舞鶴市	885.8	831.6	77,222
綾部市	833.3	852.8	32,041
宇治市	742.1	745.1	182,488
宮津市	1,069.5	1,209.5	16,554
亀岡市	757.2	746.6	87,115
城陽市	812.6	788.5	74,729
向日市	671.9	632.6	56,889
長岡京市	769.4	742.8	81,731
八幡市	794.5	772.0	69,660
京田辺市	729.0	712.0	71,194
京丹後市	1,027.6	1,104.7	52,187
南丹市	670.3	690.5	30,629
木津川市	755.6	742.7	80,062
大山崎町	633.2	601.1	16,613
久御山町	1,225.5	1,187.6	15,521
井手町	893.2	851.6	7,023
宇治田原町	1,016.7	927.9	8,899
笠置町	1,027.7	1,030.3	1,170
和束町	744.0	744.2	3,615
精華町	783.3	777.3	36,864
南山城村	670.0	654.0	2,522
京丹波町	619.6	621.2	13,385
伊根町	1,047.9	993.5	1,969
与謝野町	906.8	917.5	20,019
京都府	774.7	770.5	2,565,281
全国	890.0	879.8	125,634,343

【出典】 環境省一般廃棄物処理実態調査結果

4-10 ごみの種類別排出量

本市のごみの種類別排出量は、表 4-10 のとおりです。

表 4-10 ごみの種類別排出量

項目\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
住民基本台帳	年度末人口	人	79,263	79,633	80,026	79,528
住民基本台帳	年度末世帯数	世帯	31,965	32,373	33,123	33,275
総排出量		t/年	20,553	20,533	20,391	20,153
生活系ごみ		t/年	15,082	15,108	14,790	14,633
可燃ごみ		t/年	11,419	11,622	11,531	11,386
ビニール・プラスチック容器包装		t/年	988	956	927	952
燃やさないごみ		t/年	1,180	1,135	1,058	1,039
ペットボトル		t/年	234	263	273	302
粗大ごみ		t/年	1,131	1,009	867	835
古紙・古布類（行政回収分）		t/年	64	68	66	56
乾電池		t/年	32	33	33	36
生活ガラ		t/年	29	17	28	20
蛍光灯		t/年	4	5	5	6
事業系ごみ		t/年	3,375	3,340	3,628	3,700
集団回収量（古紙・古布類）		t/年	2,095	2,085	1,974	1,820

4-11 可燃ごみの性状

環境の森センター・きづがわで焼却処理を行っている可燃ごみの性状は、表 4-11 のとおりです。

環境の森センター・きづがわで処理するごみ質は、ごみの水分を蒸発させた状態（乾基準）の重量で調査し集計しますが、ごみ質は年度・季節によってバラつきが生じています。

表 4-11 ごみ質調査結果表

項目	単位	令和元年度					令和2年度					令和3年度					
		5月	8月	11月	2月	平均	5月	8月	11月	2月	平均	5月	8月	11月	2月	平均	
種類 組成	紙・布類	%	40.64	32.47	35.66	48.58	39.34	25.46	41.67	31.39	39.69	34.55	50.00	58.18	43.88	73.38	56.36
	木・竹・わら類	%	2.47	9.20	4.65	0.81	4.28	23.93	3.79	10.00	12.06	12.45	13.28	2.18	20.07	2.66	9.55
	ビニール類	%	49.82	37.36	50.00	39.68	44.22	13.80	31.82	45.28	30.74	30.41	30.47	27.27	27.21	16.35	25.33
	厨芥類	%	1.06	15.52	8.53	6.48	7.90	33.74	21.59	12.78	14.79	20.73	1.95	10.55	7.48	7.22	6.80
	不燃物類	%	3.53	3.74	0.00	0.00	1.82	1.84	0.00	0.00	0.00	0.46	3.52	0.36	0.00	0.00	0.97
	その他	%	2.47	1.72	1.16	4.45	2.45	1.23	1.14	0.56	2.72	1.41	0.78	1.45	1.36	0.38	0.99
	単位容積重量	kg/m ³	120	190	150	110	143	140	120	170	130	140	110	130	170	110	130
3成分	水分	%	30.30	47.19	51.32	33.06	40.5	34.01	38.46	40.00	44.37	39.2	34.02	38.20	51.49	33.92	39.4
	灰分	%	6.43	7.30	2.51	6.77	5.8	17.61	7.70	3.93	4.52	8.4	8.04	6.82	2.76	2.03	4.9
	可燃分	%	63.27	45.51	46.17	60.17	53.8	48.38	53.84	56.07	51.11	52.4	57.94	54.98	45.75	64.05	55.7
	低位発熱量(計算値)	kJ/kg	11,160	7,390	7,410	10,500	9,115	8,260	9,180	9,560	8,510	8,878	10,100	9,400	7,300	11,200	9,500
	低位発熱量(実測値)	kJ/kg	17,300	12,200	11,300	15,100	13,975	12,000	14,100	13,800	11,700	12,900	13,500	12,500	9,390	12,700	12,023
	水銀	mg/kg-dry	0.06	0.06	0.04	0.03	0.05	0.04	0.03	0.06	0.07	0.05	0.02	0.01	0.04	0.03	0.03

項目	月	令和4年度					令和5年度					5年度 平均	
		5月	8月	11月	2月	平均	5月	8月	11月	2月	平均		
種類 組成	紙・布類	%	54.87	41.92	20.96	46.59	41.09	29.71	39.70	27.27	47.39	36.02	41.47
	木・竹・わら類	%	9.75	21.83	21.56	10.61	15.94	21.01	2.51	7.20	10.87	10.40	10.52
	ビニール類	%	17.69	34.50	43.71	31.82	31.93	28.62	49.75	37.88	28.70	36.24	33.62
	厨芥類	%	14.80	1.31	11.38	10.23	9.43	18.12	7.54	25.38	11.30	15.59	12.09
	不燃物類	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.87	0.22	0.69
	その他	%	2.89	0.44	2.40	0.76	1.62	2.54	0.50	2.27	0.87	1.55	1.60
	単位容積重量	kg/m ³	150	130	69	140	122	140	150	170	120	145	136
3成分	水分	%	48.80	50.22	30.99	44.65	43.7	44.24	61.73	56.79	43.49	51.6	42.9
	灰分	%	5.54	3.39	4.60	4.12	4.4	8.03	3.14	3.63	5.83	5.2	5.7
	可燃分	%	45.66	46.39	64.41	51.23	51.9	47.73	35.13	39.58	50.68	43.3	51.4
	低位発熱量(計算値)	kJ/kg	7,380	7,480	11,350	8,530	8,685	7,880	5,070	6,030	8,460	6,860	8,608
	低位発熱量(実測値)	kJ/kg	9,010	10,100	12,800	11,400	10,828	10,800	8,250	8,700	11,700	9,863	11,918
	水銀	mg/kg-dry	0.06	0.04	0.06	0.09	0.06	0.22	0.04	0.01	0.01	0.07	0.05

4-12 収集・運搬

ア) 収集区域

ごみの収集区域は、本市の行政区域全域です。

イ) 収集・運搬体制

収集・運搬体制は次のとおりです。

生活系ごみについて、可燃ごみは週2回収集しており、ビニール・プラスチック容器包装は週1回、燃やさないごみ及びペットボトルは月2回、粗大ごみは年4回収集しています。また、乾電池は、拠点回収しています。

古紙・古布類は、木津地域・加茂地域は市民団体が集団回収を行っており、山城地域は集団回収及び行政回収を行っています。

事業系一般廃棄物については、許可業者により収集しています。

表 4-12 現在の収集・運搬体制

【家庭系一般廃棄物】

分別区分	収集方法	収集頻度	収集・運搬体制
可燃ごみ	戸別収集 拠点収集	週に2回	委託業者
ビニール・プラスチック 容器包装	戸別収集 拠点収集	週に1回	委託業者
燃やさないごみ	戸別収集 拠点収集	月に2回	委託業者
ペットボトル	戸別収集 拠点収集	月に2回	委託業者
粗大ごみ	戸別収集 拠点収集	年に4回	委託業者
乾電池	拠点収集	随時	委託業者
古紙・古布類	集団回収 拠点収集	月に1回程度	委託業者・市民団体など

【事業系一般廃棄物】

分別区分	収集方法	収集頻度	収集・運搬体制
事業系一般廃棄物			許可業者

4-13 中間処理

本市の可燃ごみ以外については、民間事業者へ中間処理を委託しています。

4-14 最終処分

本市における最終処分場としては、桜台環境センターが供用中であり、その概要は表 4-14-1、埋立残余容量は表 4-14-2 のとおりです。

また、環境の森センター・きづがわから排出される焼却残渣及び木津川市の不燃物中間処理残渣の一部、そして生活ガラについては大阪湾フェニックスへ、また中間処理残渣の一部は、民間事業者へ委託しています。

表 4-14-1 木津川市桜台環境センターの概要

施設名称	木津川市桜台環境センター
所在地	木津川市山城町神童子桜峠59番地
敷地面積	15,660㎡
埋立面積	14,231㎡
埋立容量	37,639㎡
供用開始	昭和56年 7 月
残容量	25,406㎡
埋立対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山城地区内に住居を有する個人から排出される瓦礫 ・ 山城地区内の各地区長が行う当該地区の溝掃除から生じた土砂 ・ その他前項に準ずる物で市長が埋立処分することが適当と認めたもの
対象地域	山城地区

表 4-14-2 桜台環境センターの埋立残余容量

(単位：㎡)

項 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
埋立容量	26	12	0	36	15
覆土容量	0	0	0	0	0
埋立残余容量	25,469	25,457	25,457	25,421	25,406

4-15 ごみの減量・再利用の状況

ア) 家庭における生ごみの堆肥化

本市では、生ごみの減量化と有効利用に対する意識の向上を目的として、一般家庭を対象に生ごみ処理容器を購入する経費に対し、補助金を交付しています。

補助金の交付額は、「木津川市エコ生活応援補助金交付要綱」（平成 29 年告示第 60 号）により、購入額の 1 / 2 に相当する額（上限額 2 万円）を交付しています。

補助制度の概要はそれぞれ表 4-15-1 のとおりです。

表 4-15-1 エコ生活応援補助金（生ごみ処理容器）の概要

対象者	市民（事業者を除く）かつ世帯主であり、住所地の居宅に設置し、適切に管理及び活用される方
対象機器	生ごみの減量化又はたい肥化を目的として市販されている容器で、微生物を用いるもの（併せて電気を用いるものを除く。）
補助比率	購入額（消費税込み）の2分の1（100円未満切捨て）
上限額	2万円
補助要綱	1世帯につき1台。また、既に交付を受けた申請者が、再申請するときは、5年を経過していなければならない。

イ) 古紙類等の集団回収

本市では、古紙類の再資源化を促進するため、市民団体による古紙・古布類の集団回収に対して、「木津川市古紙類等回収事業実施補助金交付要綱」（平成19年告示第77号）により、回収実施に応じて補助金を交付しています。令和5年度の補助金は、1キロあたり5円を交付しました。

集団回収の実績は表 4-15-2 のとおりです。

表 4-15-2 集団回収の実績

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収量 (kg)	2,095,271	2,084,668	1,973,770	1,820,329
1kgあたり補助金単価 (円)	5	5	5	5
交付補助金 (円)	10,476,355	10,423,340	9,868,850	9,101,645

ウ) その他

本市では、廃棄物の減量等に関し熱意と識見を有する住民の方を、廃棄物減量等推進員として委嘱しています。推進員は、市の廃棄物の減量等に関する施策への協力に加えて、自主的なごみの減量化に向けた講座や事業の開催、また3Rの推進活動など、積極的な取組みを進められています。

推進員の主な活動は表 4-15-3 のとおりです。

表 4-15-3 廃棄物減量等推進員の主な活動

事業名	内容
くるっとだより発行	生活ごみの減量方法から地球温暖化問題までを分かりやすく住民に啓発するため、定期的に発行しています。なお、配布方法は市広報誌に折り込みをしています。
環境イベントへの参加	商業施設で開催される、ごみの減量や環境問題を取り上げたイベントに参加しています。

4-16 一般廃棄物処理事業経費

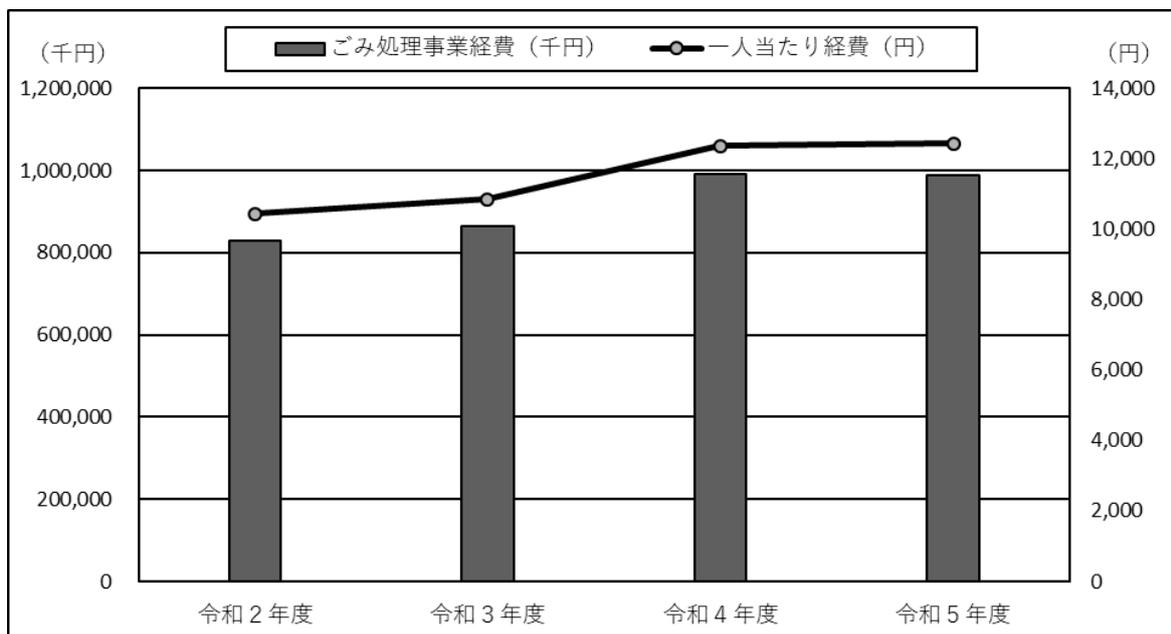
本市のごみ処理事業に係る費用は表 4-16-1 のとおりです。
令和 5 年度のごみ処理事業経費の合計は約 10 億円となっています。

表 4-16-1 ごみ処理事業経費

項目		年度				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
負担金		千円	172,529	206,150	332,685	273,497
木津川市精華町環境施設組合 (可燃ごみ処理費用含む)		千円	172,529	206,150	332,685	273,497
委託料		千円	655,169	657,498	656,866	714,830
可燃系	可燃収集・運搬	千円	283,997	290,722	297,133	316,717
	不燃収集・運搬	千円	207,475	211,937	216,921	236,272
	中間処理・最終処分	千円	162,895	154,557	142,473	161,383
	最終処分(フェニックス)	千円	802	281	340	458
合計		千円	827,698	863,648	989,551	988,327
年度末人口		人	79,263	79,633	80,026	79,528
一人あたりの処理事業経費		円	10,442	10,845	12,365	12,427

ごみ処理事業に係る経費のうち、可燃・不燃の収集・運搬費は全体経費の約 56%を占めています。また、住民一人あたりのごみ処理事業費は、令和 5 年度で約 12,430 円/人となっており、令和 4 年度の全国平均である 17,100 円/人を下回っています。

表 4-16-2 ごみ処理事業費の推移



5 ごみ処理の評価と課題

5-1 ごみ処理システム分析

平成 19 年 6 月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「処理システムの指針」という。）」が公表され、平成 25 年 4 月に見直しが行われました。

「処理システムの指針」では、（1）標準的な分別収集区分、（2）適正な循環的利用及び適正処分の考え方、（3）一般廃棄物の処理に関する事業の効果を評価するための指標（資源回収、エネルギー回収、最終処分量の減量、温室効果ガス削減、住民サービス水準の向上、地域経済への貢献等）とその評価方法について提示しています。

処理システムの指針には、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」とされています。

本市はほとんどの項目で偏差値指数を上回っています。

図 5-1 本市のごみ処理システム分析

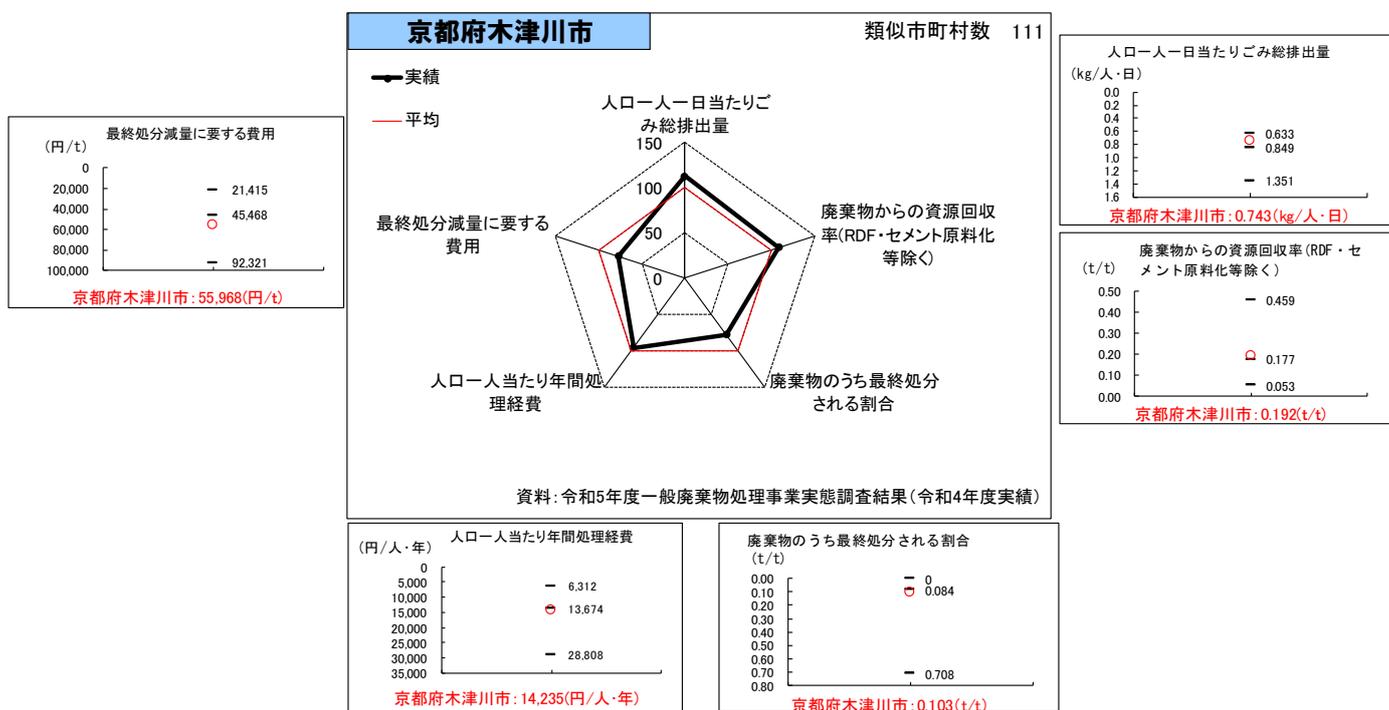


表 5-1 本市のごみ処理システム分析

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理 経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費 用 (円/t)
平均	0.849	0.177	0.084	13,674	45,468
最大	1.351	0.459	0.708	28,808	92,321
最小	0.633	0.053	0	6,312	21,415
標準偏差	0.129	0.071	0.081	3,494	12,674
当該市町村実績	0.743	0.192	0.103	14,235	55,968
指数値	112.5	108.5	77.4	95.9	76.9

※環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて試算。

5-2 ごみ処理の課題

ア) 収集・運搬

ごみ分別区分については、合併時に統一し、収集・運搬は、合併前の各町の収集・運搬体制をそれぞれ継承しています。

また、ビニール・プラスチック(ビニール・プラスチック容器包装を除く。)を可燃ごみとして、サーマルリカバリーするなど、ごみの再利用・再生利用を意識した分別・収集区分としています。また、高齢化対策として、平成30年

からふれあい収集サービスを実施しています。

引き続き、ごみの排出抑制と一層の費用負担の公平性の確保のため、可燃ごみの有料制を続けますが、ごみ袋容量の細分化など、総合的に検討する必要があります。

イ) 中間処理

本市では、可燃ごみ以外の廃棄物の資源化処理について、そのほとんどを市内の民間事業者へ委託しています。

ウ) 最終処分

「環境の森センター・きづがわ」から排出された焼却残渣及び不燃物中間処理残渣の一部、そして生活ガラについては、大阪湾フェニックスへ搬入しています。

また市内の可燃ごみ以外の中間処理残渣については、民間事業者へ搬入しています。

なお、大阪湾フェニックスにおける廃棄物の埋立期間は、計画的、安定的に処理していくため、関係自治体や関係者と連携して検討していく必要があります。

また、山城地域における不燃物の埋立処分をしている一般廃棄物最終処分場（桜台環境センター）は供用中ですが、搬入できる対象地域及び不燃物の種類が条例で制限されています。

エ) その他

現在、資源ごみとして収集している燃やさないごみ、ビニール・プラスチック容器包装、ペットボトルについては、民間委託にてリサイクルしていることから、これらの適正分別の徹底が図られるように努め、排出されたものについてはできる限り有効利用・循環利用をしていく必要があります。

また、古紙類の集団回収に取り組んでいただいている住民団体が令和6年度において166団体あり、「ごみゼロ」を目標に、今後もこれらの活動を支援し住民との協働により、ごみの減量化を推進していく必要があります。

6 ごみ処理基本計画

6-1 計画の基本方針

ア) ごみ処理の目標

循環型社会形成推進基本法の制定から約 25 年が経過した現在、循環型社会を形成するために、市民一人ひとりが「地球の限られた資源を無駄にせず、効率的に活用する “もったいない”」の考え方を大切にしながら、ごみ減量化を推進していかなければなりません。

また、低炭素社会の構築に向けて 3 R の取組みを進め、地球規模の課題である地球温暖化対策を推進します。

本市における、循環型社会の確立のための基本方針を次に示します。

① ごみの排出抑制・減量化、リサイクルの啓発

環境問題への関心の高まりによって、ごみ減量化・リサイクルの関心も高まり、住民、事業者による取組みが進められていますが、住民、事業者の意識には差があります。

全ての住民が、ごみの排出の抑制に取り組むため、また住民と事業者が一体となっておごみの減量化に取り組むために、今後もおごみ減量化・リサイクルに関する意識啓発を行っていきます。

② ごみの排出抑制・減量化の推進

ごみ処理量の削減を達成するには、ごみの発生をできる限り減らすことが重要であり、ごみの排出当事者である住民、事業者の自主的な取組みが重要です。

そこで、これまでの取組みに加え、さらに住民・事業者の自主的な減量化の取組みに対する支援・指導を行っていきます。

さらに、行政は事業者であり、事業者への指導的立場にあることを認識し、業者の 3 R への取組みを促進させるために、行政自らが率先して紙ごみの発生抑制や再生利用に努めます。

③ リサイクルの推進

自主的な減量化・資源化が難しいものでごみとして排出されるものに関しては、住民・事業者に対して、分別収集の周知徹底を図り、リサイクルを進めます。

転入者に対して、分別方法の説明及び指導に積極的に取り組み、分別収集の徹底を図ります。

④ 資源化が困難なごみの適正処理・処分の推進

資源化が困難なごみに関しては、適正処理・処分を推進し、環境への負荷の最小限化を図ります。

イ) 目標達成のための基本的な視点

基本方針を実現するため、次に示す基本的な視点に基づき本計画を策定します。

① 主体性のある計画

国や府、木津川市精華町環境施設組合、その他の関連諸計画との整合性を図り、本市の特性を考慮した計画を策定します。

② 環境と共生する安心で安全なまちづくりのための計画

住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協働できる計画を策定します。

③ 実効性・実現性のある計画

循環型社会形成のため、実効性と具体性を持たせた計画を策定します。

④ 現状の問題点に対応した計画

本市での具体的な問題の解決・改善を目指した計画を策定します。

ウ) 処理主体

「環境の森センター・きづがわ」供用開始以降、本市及び精華町から発生する全ての可燃ごみを、環境の森センター・きづがわで処理しています。

また、家庭から排出されるビニール・プラスチックごみについても、「環境の森センター・きづがわ」で処理しています。

【参考】 廃プラスチック類のサーマルリカバリーについて

令和 5 年 6 月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。

この基本方針は、令和 5 年 6 月に中央環境審議会より「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」につき意見具申されたこと等を受け、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、環境大臣が定める基本方針を改正したものです。

この改正の中で、一般廃棄物の処分の最適な方法の例示として、廃プラスチック類について、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、なお残るものについては直接埋立てを行わず、焼却熱をエネルギーとして回収を行うことが適当であるとされています。

6-2 ごみの発生量及び処理量の見込み

ア) ごみの発生量と処理量の考え方

本市から排出される一般廃棄物（ごみ）は、本市が委託する業者の収集によって集められたごみ及び住民が直接施設に搬入する「生活系ごみ」と、事業者が直接又は許可業者に依頼して施設へ搬入する「事業系ごみ」、また市民団体による古紙類の集団回収によって直接資源化業者へ引き渡すごみ「集団回収ごみ」に分類されます。

本計画では、生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収ごみごとに将来推計を行い、計画ごみ量を設定します。

イ) ごみの発生量と処理量の推計方法

計画ごみ量は、市が収集する生活系ごみ、事業者が排出する事業系ごみ及び市民団体による古紙類の集団回収ごみなど、それぞれの計画量を合計して設定することとします。

一般家庭から排出される生活系ごみの排出量は、人口の増減と相関関係にあることから、計画収集区域内人口を推計し、家庭系原単位を乗じることで求めます。

$$\text{原単位 (g/人日)} = \frac{\text{排出ごみ量 (t/年)}}{\text{人口 (人)} \times 365 \text{ (日)}} \times 1,000,000$$

ウ) 将来人口の推計

本市の将来人口については、コーホート要因法による推計結果を採用するものとします。

① 本市の総合計画での将来人口

本市では平成 31 年 3 月に、本市の今後 10 年間のまちづくりの羅針盤として、「第 2 次木津川市総合計画」を策定しました。総合計画では、本市の将来人口について、コーホート要因法による社会移動すう勢型人口推計に基づき、令和 10 年の目標人口を 80,000 人としています。

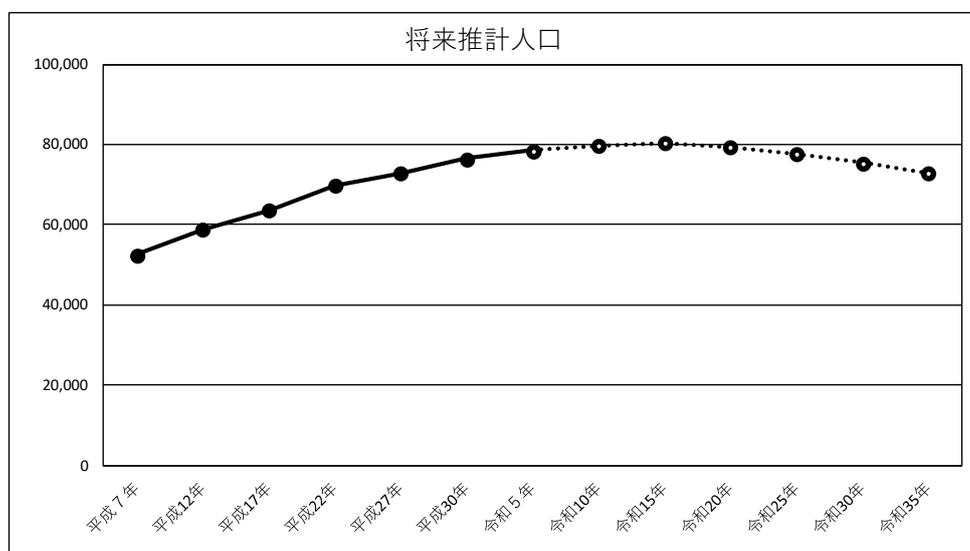
② 本計画での将来人口（①の補正）

本計画では、最新の実績である平成 31 年 3 月末の人口を考慮して、総合計画と同様のコーホート要因法により、本計画の目標年度である令和 10 年度における人口を推計した結果、本計画の将来人口を 80,000 人とします。

将来人口：80,000人（2028年度）

- ※コーホート要因法・・・男女別・5歳階級別の人口のまとまり（コーホート）の経年的な増減の傾向を将来に延長して将来人口を推計する方法。直線又は曲線回帰式による推計方法と異なり、人口の年齢構造や社会動態を反映した推計。
- ※社会移動すう勢型・・・人口の社会移動による各コーホートの推移率を将来とも同じと仮定した将来人口推計。出生数は、出産年齢の女性人口の各5歳コーホート（15歳～50歳）に合計特殊出生率を乗じて求める。
- ※社会移動封鎖型・・・人口の社会移動を封鎖した場合、地域内に居住する人口の純粋な出生・死亡による将来人口推計。出生数は社会移動すう勢型と同様の方法で求め、各コーホートの生残数は全国平均のコーホート別、生残率を乗じて求める。

図 6-2 推計結果及び総合計画の将来人口（目標）



【資料】 国勢調査（平成7年～27年）、住民基本台帳（平成30年3月末現在）、木津川市統計（令和5年～：平成30年8月推計）

エ) 計画ごみ量の将来推計

生活系ごみと事業系ごみについて、発生抑制・減量化に取り組み、将来ごみ量を推計します。

生活系ごみについては、それぞれの品目における1人1日平均排出量に減量化率を設定し、発生抑制・減量化に取り組みます。

事業系ごみについては、年間排出量に減量化率を設定し、排出抑制・減量化に取り組みます。

【生活系ごみ】

発生抑制・減量化の対象品目は、「可燃ごみ」「燃やさないごみ」「ビニール・プラスチック容器包装」「粗大ごみ」「ペットボトル」とします。

なお、「可燃ごみ」については、発生抑制に加え、生活系ごみに多く含まれる厨芥類の水切りの徹底をおこない、水分量の10%の減量化を図ることとします。さらに、「可燃ごみ」に含まれている紙類について、集団回収による資源化を推進し、その10%の削減を図ります。

また、「古紙・古布類」「乾電池」などについても、これまで同様、再資源化に取り組みます。

【事業系ごみ】

事業系ごみについて、排出抑制・減量化に取り組むこととします。

なお、引き続きニュータウン地内の開発などに伴い、新たな事業所の増加

が見込まれることから、将来における年間排出量を推計します。

また、特に多量にごみを排出する事業所に対して、一般廃棄物減量計画書の作成及び計画を実行するよう指導などに取り組み、ごみの発生抑制と減量化を進めることとします。

6-3 減量化率の設定

令和6年8月の第5次循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物の減量化等による数値目標を令和2年の90%（△10%の減量）としています。

本市では、循環型社会の構築を目指し、上記の取組みを進めることで、生活系ごみ及び事業系ごみについて、年間排出量の10%の減量化を目指します。

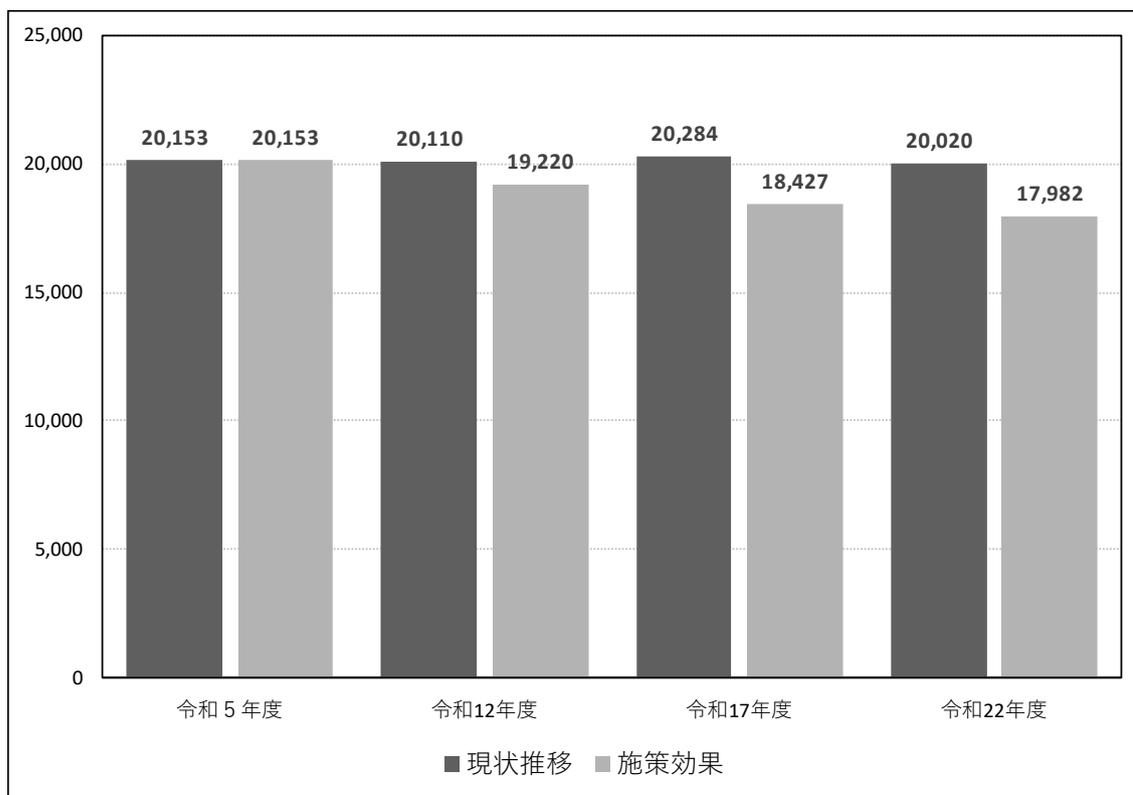
表 6-3-1 計画ごみ量の将来推計結果

項目\年度	単位	令和5年度 実績	施策効果		
			前期	中期	後期
			令和12年度	令和17年度	令和22年度
人口	人	79,826	79,655	80,344	79,300
総排出量	t/年	20,153	19,220	18,427	17,982
生活系ごみ	t/年	14,633	13,961	13,364	13,072
可燃ごみ	t/年	11,386	10,863	10,398	10,171
ビニール・プラスチック容器包装	t/年	952	908	869	851
燃やさないごみ	t/年	1,039	991	949	928
ペットボトル	t/年	302	288	276	270
粗大ごみ	t/年	835	797	763	746
古紙・古布類	t/年	56	53	51	50
乾電池	t/年	36	35	33	33
生活ガラ	t/年	20	19	18	18
蛍光灯	t/年	6	6	6	6
事業系ごみ	t/年	3,700	3,522	3,401	3,283
集団回収量	t/年	1,820	1,737	1,662	1,626
原単位	g/人・日	691.7	661.1	628.3	621.3
生活系ごみ	g/人・日	502.2	480.2	455.7	451.6
可燃ごみ	g/人・日	390.8	373.6	354.6	351.4
ビニール・プラスチック容器包装	g/人・日	32.7	31.2	29.6	29.4
燃やさないごみ	g/人・日	35.7	34.1	32.4	32.1
ペットボトル	g/人・日	10.4	9.9	9.4	9.3
粗大ごみ	g/人・日	28.7	27.4	26.0	25.8
古紙・古布類	g/人・日	1.9	1.8	1.7	1.7
乾電池	g/人・日	1.3	1.2	1.1	1.1
生活ガラ	g/人・日	0.7	0.7	0.6	0.6
蛍光灯	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2
事業系ごみ	g/人・日	127.0	121.1	116.0	113.4
集団回収量	g/人・日	62.5	59.7	56.7	56.2

※人口：令和5年度…9月末時点、令和10年度以降…年度末時点（推定）

なお、京都府では、令和4年3月に「京都府循環型社会形成計画(第3期)」を策定していますが、計画目標年度が令和13年度であるため、新たな計画策定(令和7年度改定)時期が近づいています。京都府が策定する新しい計画を受け、本計画の見直し等が必要と判断された場合は見直しを行います。

図 6-3-2 ごみ量の将来推計結果（現状推移と施策効果）



6-4 計画ごみ処理量

本計画の計画目標年度である令和 22 年度の計画ごみ処理量は、表 6-4-1 のとおりです。環境の森センター・きづがわの供用開始後は、現在、生活系及び事業系の一般廃棄物のうち可燃ごみは、全て焼却処理しています。

また、サーマルリカバリーによる資源の有効活用を図るため、廃プラスチック類や粗大ごみのうち可燃ごみとして処理するもの及びビニール・プラスチック容器包装やペットボトルからの中間処理残渣を焼却処理し、その焼却熱をエネルギーとして回収しています。

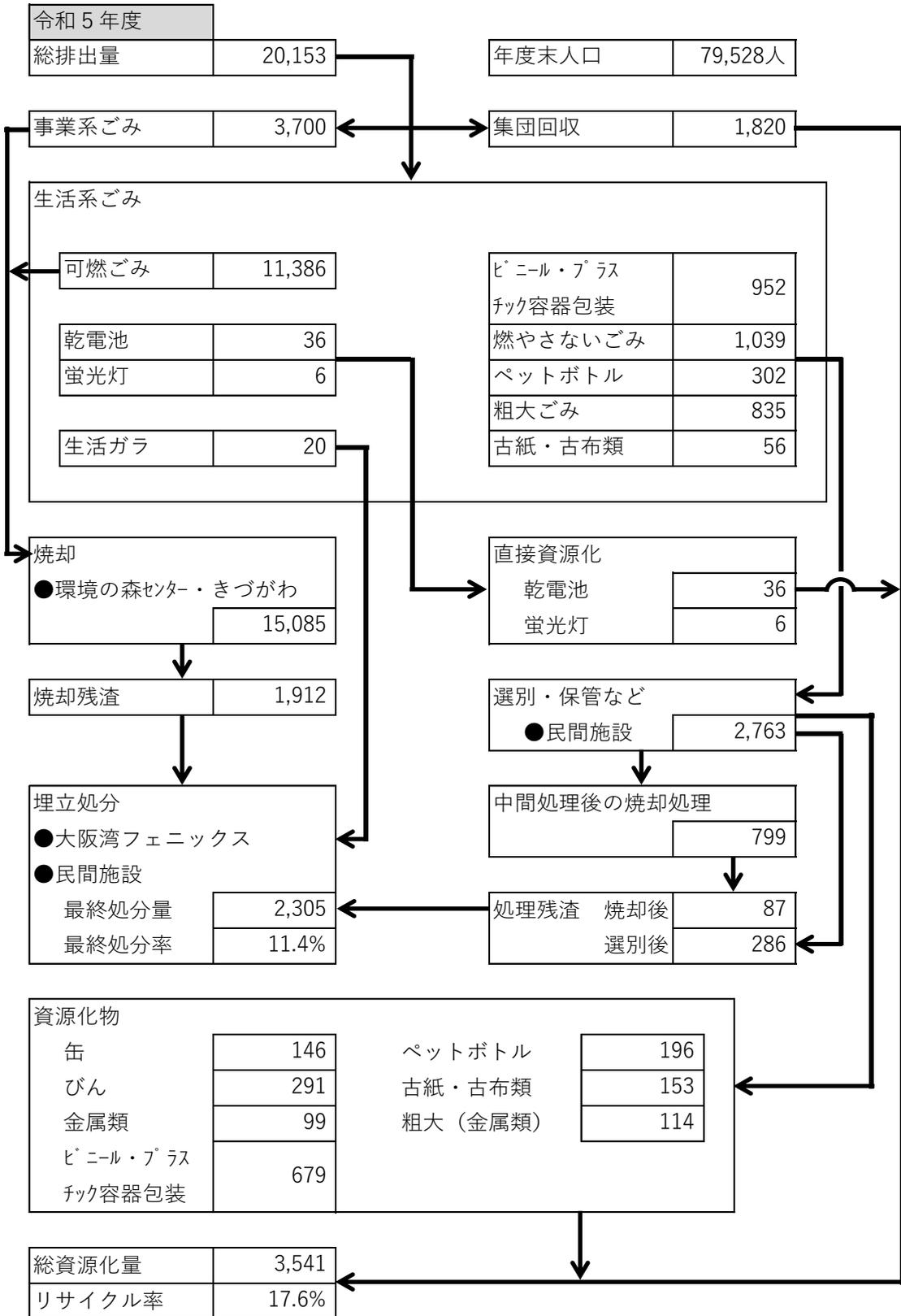
表 6-4-1 計画ごみ処理量

項目\年度	単位	令和22年度	処理				
			焼却	資源化			埋立等
人口	人	79,300					
総排出量	t/年	17,982	-				
生活系ごみ	t/年	13,072	-				
可燃ごみ	t/年	10,171	10,171				
ビニール・プラスチック容器包装	t/年	851	244	606			
燃やさないごみ	t/年	928	208	缶 131	びん 260	金属 89	141
ペットボトル	t/年	270	95	175			
粗大ごみ	t/年	746	167	101			114
古紙・古布類	t/年	50		50			
乾電池	t/年	33		33			
生活ガラ	t/年	18					18
蛍光灯	t/年	6		6			
事業系ごみ	t/年	3,283	3,283				
集団回収量	t/年	1,626		1,626			

※ 一部生活系ごみは、他自治体等と併せて処理・資源化されており、木津川市単独分の処理量が補足できず計上されていないため、合計が一致しない場合があります。

図 6-4-1 現状ごみ処理フロー

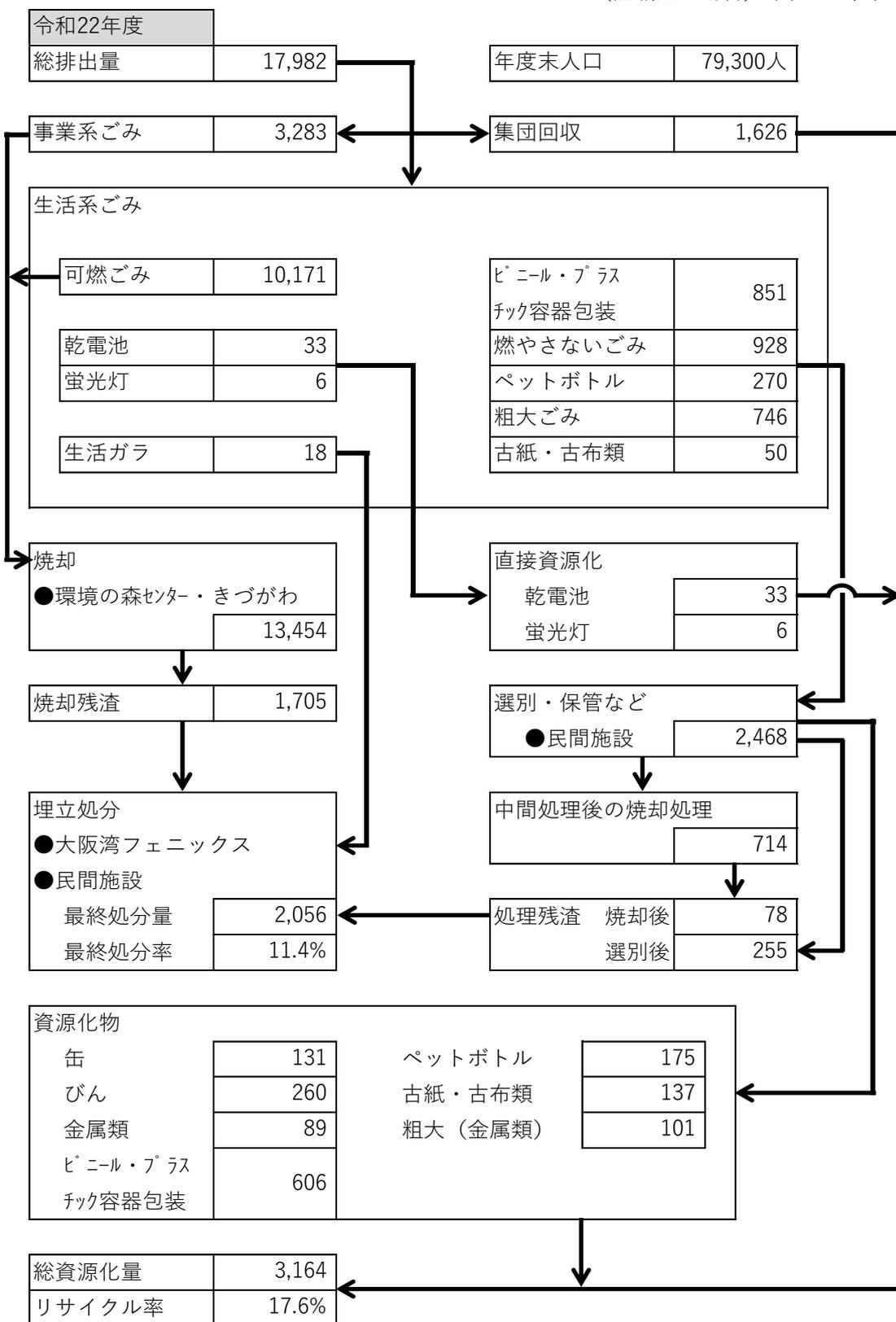
(記載無い場合) 単位: t/年



※ 一部生活系ごみは、他自治体等と併せて処理・資源化されており、木津川市単独分の処理量が補足できず計上されていないため、フロー前後で合計が一致しない場合があります。

図 6-4-2 計画ごみ処理フロー

(記載無い場合) 単位: t/年



※ 一部生活系ごみは、他自治体等と併せて処理・資源化されており、木津川市単独分の処理量が補足できず計上されていないため、フロー前後で合計が一致しない場合があります。

6-5 ごみの排出の抑制のための方策

ア) 家庭系ごみの有料制の継続及びその検証

環境大臣の定める基本方針では、市町村の役割として、「ごみ処理の有料化の推進を図るべきである」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化の推進が示されました。

ごみの減量化については、さまざまな施策を展開することが必要ですが、ごみの有料化はごみの排出抑制等に有効な手段であるといわれています。

木津川市では、ごみの減量と再資源化を進め、次世代に豊かな自然環境を継承するため、家庭系可燃ごみの有料化を、平成30年10月に始めました。

今後も家庭系可燃ごみの有料制を継続するとともに、引き続き排出抑制効果の検証及び効果的なごみ袋の容量設定等について研究・検討を進めます。

イ) 環境教育、啓発活動の充実

ごみや環境問題を身近なものと考え、ごみの発生状況や処理の流れなど物質循環に基づく環境教育を小・中学校における児童・生徒を対象に実施するとともに、環境教育の内容について充実を図ります。

また、小中学校の先生方や子どもたちと連携・協働して出前授業の開催を推進しています。

なお、「環境の森センター・きづがわ」では、子どもから大人まで幅広い年齢層が学習できるよう、ごみや環境問題に関する展示や、内部見学もできます。

ウ) 減量化の取組み [行政、市民（住民、事業者）]

① 古紙類等の集団回収の促進

【行政】

家庭から排出される古紙類を資源として有効活用するため、古紙類回収に係る啓発を推進しています。

このため、木津川市古紙類等回収事業実施補助金交付制度を活用し、ごみの減量、資源の再生利用と地域団体の育成を促進し、併せて廃棄物処理行政に対する市民意識の向上を図るため、自主的に実施する集団回収の活動を活性化させ、さらなる資源化を促進します。

【市民（住民・事業者）】

住民団体による古紙類の集団回収や衣類、家庭用品等の不用品交換は、ごみ減量の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に実施しましょう。

② 生ごみの堆肥化・減量化

【行政】

現在、本市が実施している木津川市エコ生活応援補助金交付事業を、継続して実施します。

また、補助金交付事業の啓発を強化するとともに、廃棄物減量等推進員と連携し、食べ残しをしないライフスタイルやごみをできるだけ出さない調理方法（エコクッキング）講習会などを開催し、生ごみの堆肥化・減量化に向けた取組みを進めています。

【住民】

食べ残しをなくすとともに、調理残渣は生ごみ処理機やコンポストなどで園芸や家庭菜園の堆肥にするなど、ごみの減量化・有効活用に努めましょう。

また、生ごみの約8割を占めるといわれている水分については、水切りとさらにもうひと絞りすることにより、ごみの減量化に努めましょう。

③ 発生源における排出抑制

【行政】

ごみになりやすいものをできる限り買わないよう、事業者・住民と協働した仕組みづくりの推進などに取り組みます。

【住民】

必要な食品を必要な量だけ購入し食べ残しをしないなど、ごみの発生抑制に努めましょう。

【事業者】

事業者が自ら原材料の選択や製造工程を工夫する等により、ごみの発生抑制に努めることとします。

④ 過剰包装・容器包装廃棄物の排出抑制

【行政】

消費者、事業者、行政の連携・協働による地域レベルでの過剰包装の抑制などに向けた方策について検討するとともに、普及・啓発に努めます。

【住民】

商品の購入にあたって、マイバッグの持参や、簡易包装されている商品、

詰替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リターナブル容器）を用いた商品などを選択し、できる限り容器包装の排出抑制に取り組みましょう。

【事業者】

容器包装の利用、製造等にあたって、リターナブル容器を用いること、内容物の詰め替え方式を採用することで容器包装の減量に積極的に努めることとします。

⑤ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

【行政】

本市も自ら事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行するとともに、市民（住民・事業者）への情報提供を行います。

【市民（住民・事業者）】

再生品を積極的に使用し、リターナブル容器を選択し適切に返却するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制し、可能な限りものを無駄にしない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択しましょう。

⑥ 食品廃棄物の排出抑制

【住民】

安いだけで衝動買いせず、必要な食品を必要な量だけ購入し、ごみの減量化に努めましょう。

【事業者】

食品リサイクル法では、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、食品廃棄物等に係わるものが、一体となって、まず食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用及び熱回収、ならびに食品廃棄物等の減量に取り組むことで、環境負荷の少ない循環を基調とする循環型社会の構築が目標に掲げられています。

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫することが望まれます。

外食産業においては、メニュー・盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場

合にメリットを付与するなどのサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組むとともに、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取り組みを適切に情報提供することにより、消費者の理解の促進に努めましょう。

6-6 ごみの種類及び分別収集区分

本市におけるごみの分別収集区分は、表 6-6 のとおりです。

本市では、廃プラスチック類を可燃ごみとして収集し、焼却・熱回収し、サーマルリカバリーを進めています。

また廃プラスチック類の分別収集について、引き続きその効果及び手法の調査・研究を進めます。

表 6-6 ごみの分別収集区分

分別収集区分	
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶
	①-2 ガラスびん
	①-3 ペットボトル
	①-4 ビニール・プラスチック容器包装
②古紙・古布類	
③可燃ごみ（廃プラスチック類を含む）	
④燃やさないごみ	
⑤粗大ごみ	

6-7 ごみの適正な処理及び実施に関する基本的事項

ア) 収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理における住民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法は、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

住民のニーズに合わせながら、今後の社会情勢の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理業者へのより効率的な運搬に努めていきます。

イ) 中間処理計画

① ごみの中間処理に関する事項

現在、木津川市精華町環境施設組合及び民間事業者に委託しています。

処理としては、焼却・破砕を行っており、その目的は、焼却処理によるごみの減容と最終処分場の負荷低減を図ること、そして破砕処理による再生資源の回収と残渣の減容です。今後も適正な処理を行うため、木津川市精華町環境施設組合と連携及び民間事業者への指導を徹底します。

本市の資源化処理は全て民間業者に委託しています。

② ごみの処理施設の整備に関する事項

「環境の森センター・きづがわ」は平成 30 年 9 月 13 日から供用開始しています。

ウ) 最終処分計画

最終処分においては現在、大阪湾フェニックス及び民間事業者に搬入し埋立て処分しています。大阪湾フェニックスにおける残余年数の向上のため、ごみの排出抑制、焼却などの中間処理による減量などについて、積極的に啓発・推進していくこととします。

7 食品ロス削減推進計画

7-1 令和 5 年度における食品ロスの発生見込量

令和 5 年度に実施した組成調査より、本市では家庭から回収された可燃ごみのうち 8.56%が食品ロスであり、これを一人 1 日当たりに直すと約 34g の食品ロスが発生しています。このうち、およそ半分となる約 17g が手つかずのまま捨てられている食品です。

7-2 削減目標

令和 6 年 8 月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭系及び事業系の食品ロスを令和 12 年度までに平成 12 年度比で半減させるとの目標を掲げています。

また、京都府食品ロス削減推進計画においては、家庭系・事業系を合わせて、令和元年度には一人 1 日当たり 122g であった食品ロス発生量を、令和 12 年度までに一人 1 日当たり 106g (約 13%減) までに削減するとの数値目標を設定されています。

本市においては、これの削減目標を踏まえとして、令和 22 年度までに令和 5

年度比で10%の削減（一人1日当たり3.4g減）を目指すこととします。

7-3 各主体の役割

行政・住民・事業者が一体となって取り組むことで、食品ロス問題の解決を目指します。

【行政】

- ・食品ロス問題の認知度を高め、市民一人一人が自覚をもって食品ロス削減に向けた取り組みを行うよう啓発を進める
- ・分かりやすい情報発信により、フードバンク活動の認知度を高める

【住民】

- ・残さずに食べることや、必要のない食品の買い控えなどを通して、自身ができることから食品ロスの削減に向けて取り組みを行う

【事業者】

- ・事業者が生み出す食品ロス量の把握に努める。
- ・食品ロス削減に向け、規格外や未利用による食品の廃棄ロスを防ぐ
- ・製造や保管方法に工夫を行うことで、排気量の削減に努める
- ・廃棄期限が近い商品について、割引やポイント付与等の工夫を行い、消費者による購入を促す

7-4 課題等

- ・事業者から排出される食品ロス量の把握をする必要があります。
- ・消費者に対し、自身がどれくらいの食品ロスを排出しているか自覚を促すとともに、食品ロス問題に対し主体的に取り組むよう、啓発する必要があります
- ・食品ロス問題について、行政が分かりやすく情報発信を行う必要があります。

7-5 推進体制

食品ロスの削減を推進するため、京都府をはじめとした関連団体との情報共有及び連携に取り組みます。

7-6 施策の効果検証及び進捗管理

家庭系可燃ごみ組成分析調査により、本市の食品ロス推計量の推移を把握することで、各施策の効果を検証し、効果的に食品ロス削減施策を推進します。

7-7 食品ロス削減推進計画の位置づけ

本食品ロス削減推進計画は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和2年3月31日閣議決定)に基づき策定した計画とします。

8 その他

8-1 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員との連携

本市における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会を設置(木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第9条)し、廃棄物の減量化及び再利用の促進等について審議します。

また、市長が委嘱している廃棄物減量等推進員(木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12条)及び廃棄物減量等推進員の会と連携し、廃棄物減量化及び再利用を目的とした出前講座や学習会などを開催し、市民との協働による施策の展開を推進します。

8-2 事業者の協力

現在、簡易包装の徹底やトレイ・紙パック等の回収箱の設置、マイバッグの導入等の事業者によるごみの減量化及び資源化が推進されていますが、今後市内全域のスーパーなどの店舗で実施いただくよう、積極的に呼びかけていきます。

また、事業者に対しては、拡大生産者責任の原則にもとづき、家庭ごみへの混入抑制や分別を徹底するとともに、ごみの減量化及び資源化への独自の取り組みを推進している事業所については、広報等を通じて紹介し、事業所とともにごみの分別や減量化・資源化のPRを推進していきます。

8-3 災害対策

台風や地震等、自然が引き起こす災害は被害の規模が大きく、災害時の廃棄物の処理に関しては、木津川市地域防災計画に基づく対応や近隣自治体、京都府との連携を図ります。

地震に関しては、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されていることから、国の計画に基づく対策の方針及び、木津川市災害廃棄物処理計画に沿って、災害発生時の廃棄物処理を可能な限り円滑に進め、地域の衛生状態の維

持に努めます。

8-4 不適正処理、不法投棄対策

タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物は、市として収集処理を行わないものとします。

このため、環境大臣の広域認定を取得している事業者や独自回収ルートを確認している業界関係機関と連携し、住民への販売店や取扱店の紹介・周知に努め、事業者へは引取りを行うよう要請していきます。

また、ごみ処理費用等の排出者負担という考え方から、住民・事業者に相応な負担が求められることにより、不法投棄の増加が予想されます。そのため、不法投棄の監視体制を充実させるとともに、違法行為に対して厳格に対応することとします。

なお、広報やホームページなどで、適正処理についての協力を呼びかけ、住民・事業者の意識向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

8-5 医療系廃棄物対策

在宅医療の普及に伴い、家庭から排出される医療系廃棄物につきましては、医療機関や医師会などと連携を図り、適切な役割分担の検討を進め、適正な処理に努めます。

8-6 本計画の進行管理の実施

本計画で掲げる施策については、毎年の実施計画を策定し、進行状況を管理していきます。

8-7 その他

ごみ処理行政の担う役割は大きく、適正なごみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつです。このため、他の関連部署や関係機関との連携を強化し、協力、理解を深めるとともに、住民の生活・活動に根差したごみ処理施策を検討し、円滑な推進を図ります。

また、住民にわかりやすいごみ処理行政を進めるとともに、市民（住民・事業者）と行政の連携・協働を図るため、廃棄物処理に関する計画や目標を設定し、情報公開や環境教育、活動支援などを行います。

8-8 施策の実施スケジュール

本計画で掲げる施策の実施スケジュールを次に示します。

表 8-8 施策の実施スケジュール

ごみの排出抑制のための方策	前期	中期	後期
ア) 家庭系ごみの有料制の継続及びその検証	----->		
イ) 環境教育、啓発活動の充実	—————>		
ウ) 減量化の取組			
①古紙類等の集団回収の促進	—————>		
②生ごみのたい肥化・減量化	—————>		
③発生源における排出抑制	—————>		
④過剰包装・容器包装廃棄物の使用抑制	—————>		
⑤環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等	—————>		
⑥食品廃棄物の排出抑制	—————>		

ごみの種類及び分別収集区分	前期	中期	後期
ごみの種類及び分別収集区分	----->		

ごみの適正な処理及び実施に関する基本的事項	前期	中期	後期
ア) 収集・運搬計画	—————>		
イ) 中間処理計画			
①中間処理に関する事項	—————>		
②ごみの処理施設の整備に関する事項	—————>		
ウ) 最終処分計画	—————>		

- ・ 前 期 … 令和 7 年度 ～ 令和 11 年度
- ・ 中 期 … 令和 12 年度 ～ 令和 16 年度
- ・ 後 期 … 令和 17 年度 ～ 令和 22 年度
- ・ ———> … 継続・実施
- ・ -----> … 調査・検討